## 第11次武蔵野市交通安全計画(素案)に関する意見及びこれに対する見解

- 1 意見募集の期間令和3年6月1日(火)から同月22日(火)まで
- 2 意見の提出状況9件(提出者3名)

## 3 意見及びこれに対する見解

(1) 計画の目標について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
1	「第1部第1章1-3計画の位置づ	本計画(素案)では、計画の目標とし
	け」では「東京都交通安全計画」に基	て、「①年間の交通事故死者数をゼロに
	づき、武蔵野市の上位・関連計画(第	します」、「②年間の交通事故負傷者数
	六期長期計画・都市計画マスタープラ	の減少を目指します」、「③自転車関与
	ン等)との整合を図る。かつ「第1部	交通事故件数の減少を目指します」の3
	第1章1-4計画の期間」は、令和3	つを設定しています。計画期間中の交通
	年度から令和7年度までと期限を公約	事故死者数をゼロにするとともに、現行
	している。計画の目標とは一定期間後	の第10次計画の計画期間中に対し交通事
	の到達点を指すものと認識している	故負傷者数及び自転車関与事故件数を減
	が、本計画(素案)は「目指します」	少させることを目標としています。
	「推進します」だらけで、期限をきっ	本計画(素案)の記載につきまして
	て段階的に何をどこまでするのかが一	は、交通安全対策基本法に基づき、計画
	つも書かれていない。	期間中に進めるべき施策の大綱等につい
		て記載しているため、「推進します」等
		の用語を使用しています。各施策の進捗
		管理については、地域が抱える課題や状
		況、方策、規模等が異なるため、関連す
		る各個別計画で行うこととしています。
		(29頁 第11 次武蔵野市交通安全計画の
		目標 他)

## (2) 武蔵野 3・4・11 号女子大通り線について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
2	「第1部第1章1-2計画の基本理	武蔵野3・4・11号女子大通り線は、
	念」に3つの理念を示している。「第	計画幅員が16メートルの都市計画道路で
	1部第1章1-3計画の位置づけ」に	す。本路線は、「東京における都市計画

る。

おいて、本計画は、武蔵野市の上位・|道路の整備方針(第四次事業化計画)」 関連計画(第六期長期計画、都市計画 (平成28年3月、東京都・特別区・26市 マスタープラン等)との整合を図って 2町)において、将来都市計画道路ネッ います、とあるが、上記理念を実現すトワークの検証による必要性が確認さ るにあたり、女子大通りの16m拡幅は れ、地域の安全性向上等に寄与する広域 障害こそなれ、全く地域への貢献度の | 的な路線として、令和7年度までに、優 無い必要性・緊急性のない計画であ|先的に整備すべき路線に選定されていま す。拡幅整備に向けては、今後、必要な 調査等を行い、適切に取り組んでいきま

> 武蔵野市第六期長期計画において「女 子大通りについては歩道が狭く、自転車 走行空間も設けられていないため、車い すやベビーカーの利用者、児童生徒等の 歩行者や自転車利用者など、誰もが安全 ・安心に通行できるように拡幅する必要 がある。また、一般延焼遮断帯や緊急輸 送道路としても位置付けられており、拡 幅により防災性の向上が図られることか ら、東京都へ事業化を要請する。事業に 際し影響を受ける沿道の市民には、今後 も話し合いを行うとともに、生活再建に 配慮した丁寧な対応を東京都にも求めて いく。」となっており、女子大通りは歩 道が狭く、自転車走行空間も設けられて いないため、誰もが安全・安心に通行で きるように都市計画幅員どおりに拡幅す る必要があると捉えています。

> (40頁 (2)道路の整備(都市計画道路 等) (ア)市・都の施行する都市計画道路 佃.)

「第2部第1章1-1安全安心な生」通番2のとおり。 活道路の構築」について、女子大通り は東京都の一般都道に位置づけられ、 幹線道路ではない。一般都道に相応し い道路建設ガイドラインがあり、それ によれば16mの幅員、3.5mの歩道は必 要ないとある。また、東京都の歩道の

3

基本方針は平坦で、段差のある歩道は 姿を消しつつある。現状の歩道は沿線 住民達も不満を持っており、先ず段 差、電柱等、歩行空間の整備は、16m 拡幅計画さえ廃案になれば先に進める ことが可能である。

「第2部講じようとする施策」に 通番2のとおり。 4

「目標無き施策」が縷々書かれている が、市民が行政を信じられるよう、期 間を限っても可能な事業などがたくさ ん見受けられる。その中の最重要項目 に、都市計画道路の優先整備路線に決 定した武蔵野3・4・11号線(女子 大通り)の拡幅計画がある。女子大通 りは青梅街道、五日市街道を結ぶ幹線 道路である。この主要道路が「第1部 第2章交通事故等の現状と課題」のデ ータでは、交通事故発生件数が女子大 通りだけが増加している(令和元年と 令和2年の比較)。自転車の交通事故 発生位置でも女子大通りがランキング 入りしている。事故発生を無くすため には、何人も拡幅の必要性は解ってい るはずである。女子大通りでの交通事 故や歩道の不便を実体験した者からみ れば、「第1部第4章重視すべき視 点」には「施策の方向性」に道路等に おける交通安全の確保とあり、歩行空 間の確保、30km/hのゾーン対策と有 るが、最速で拡幅整備を進めてもらい たい。

## (3) 自転車利用時のヘルメット着用について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
5	「第1部第4章重視すべき視点」の	自転車乗車中の交通事故による死者の
	うち「高齢者の安全」について、自転	7割は頭部損傷が原因(令和2年中、警
	車利用時のヘルメットの着用のすすめ	視庁管内)となっていることから、ご意
	を行うべきである(義務化は難しそう	見も参考にして、高齢者を含めすべての

介・あっせん、あるいは補助金によっト着用を促進します。 て、着用率向上を期待する。

なので)。高齢者用のヘルメットの紹 自転車利用者に対して、乗車用ヘルメッ

(51頁 (5)自転車利用者に対する交通安 全教育 他)

## (4) 学校周辺の路面表示について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
6	「第1部第4章重視すべき視点」の	これまでにも、市民やPTA、ホワイトイ
	うち「子どもの安全」について、小中	ーグル等様々な方からの通報や関係課に
	学校周辺400mの範囲位を重点的に、路	よる道路パトロール等により、経年劣化
	面表示「横断歩道のゼブラと予告のダ	した路側線、交差点表示・点滅鋲等の改
	イヤマーク」の塗装剥がれで見えづら	修を進め、生活道路における交通事故防
	くなっている箇所を、至急に補修す	止対策を推進しています。また、生活道
	る。一時停止の徹底のために、同じく	路における歩行者及び自転車利用者を当
	路面表示「一時停止」の赤色表示を行	事者とする交通事故を防止するため、関
	う。現地の情報は、PTA、学校から	係機関が連携しながらガードレール等の
	や、市内を毎日走っているホワイトイ	設置やカラー舗装の整備を行う等、地域
	ーグル等からたやすく得られる。	の実情に配慮し、歩行者及び自転車利用
		者の視点に立った各種交通事故防止対策
		を推進します。
		武蔵野警察署、道路管理者、教育委員
		会、学校関係者、PTA等が更なる連携強化
		を図り、防犯・防災対策も含めた通学路
		の安全点検を実施し、路面表示の補修を
		含め、ご意見も参考にして、地域の実情
		に即した交通安全対策を行います。
		(39頁 (2)生活道路及び通学路等におけ
		る交通事故防止対策の推進 他)

## (5) 歩行者優先について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
7	「第1部第4章重視すべき視点」に	横断歩行者の安全を確保するため、あ
	ついて、「自転車・自動車」の歩行者	らゆる機会を通じて、運転者に対して横
	優先意識の徹底をするべきである。自	断歩道手前の減速義務や横断歩道におけ
	転車が問題。特に横断歩道や通学路に	る歩行者優先等の交通ルールについて、
	おいて徹底すべきである。朝の通学	再徹底を図るための交通安全教育を推進
	時、午後の帰宅時を重点的にパトロー	します。また、市民も計画の担い手とし
	ルする。	て、行政等と一緒になって交通安全につ

いて考え、行動し、地域での取組みについてご協力をいただきながら進めていきます。

(51頁 (4)横断歩行者の安全確保に関する教育 他)

## (6) 速度規制について

. ,		
通番	意見の要旨	意見に対する見解
8	「第1部第4章重視すべき視点」に	ゾーン30は、生活道路における歩行者
	ついて、「ゾーン30」の一部見直しを	や自転車の安全な通行を確保することを
	すべきである。住宅地内の狭い道路	目的とし、区域(ゾーン)を時速30キロ
	は、20k制限にしないと、恐怖を感じ	メートルの速度規制を実施するととも
	る。	に、必要に応じてカラー舗装の整備等安
		全対策を組み合わせ、自動車の走行速度
		や通り抜けを抑制します。自動車の運転
		者は、ゾーン内の全ての道路を時速30キ
		ロメートルで走行してよいという意味で
		はなく、歩行者の側方を通過するときや
		交差点では、一時停止や徐行しなければ
		ならない遵守事項が道路交通法に定めら
		れています。ゾーンの入口には、ゾーン
		30を示すマーク(背板)が設置され、歩
		行者にやさしい区域であることを啓発し
		ています。
		(39頁 (2)生活道路及び通学路等におけ
		る交通事故防止対策の推進 他)

# (7) その他

通番	意見の要旨	意見に対する見解
9	概ね本計画(素案)に賛成する。	無作為抽出で行う市民意識調査とは別
	交通安全だけでなく行政全体に関す	に、市政アンケート調査を全戸配布にて
	ることであるが、1点提案する。市役	実施しており、市民意識調査と交互に隔
	所から地理的に遠い地域もあり、職員	年で実施しています。また、各課でも計
	が住民の実生活の状況を把握すること	画等を策定する段階でアンケートを実施
	は不可能であると思う。各地域の問題	しています。市長への手紙、市民と市長
	解決方法として無作為の市政アンケー	のふれあいトーク、ホームページからの
	トや地域団体で活動している方たちと	お問い合わせなど様々な広聴手段の提供
	情報交換などをする場合がよく見られ	と合わせ、広く市民の皆様からいただく

る。この方たちは地域に関心を持ち地域 域貢献に熱心でいらっしゃるが、地域 住民を代表しているわけではなく、 半の住民の視点と異なる場合が少なく ない。そこで、住民にモニター制度 を網羅してはどうか。すべての行政科 を網羅して日常生活の中での問題や をに、実際の生活上での 共的な問題を指摘してもらう。モニター 大的な問題を指摘してもらう。アンケー 大川紙に記入又は直接市へ通報する。

る。この方たちは地域に関心を持ち地で意見を市政に反映してまいります。